



長野県報

7月5日(月)
平成16年
(2004年)
第1572号

目次

告示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関の指定(厚生課).....1

生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課).....2

生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課).....3

生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課).....3

生活保護法に基づき指定を受けた指定医療機関の名称等変更(厚生課).....3

長野県不妊治療費助成事業実施要綱(青少年家庭課).....4

長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第175号)の一部改正(林業振興課).....12

公告

特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室).....12

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧(33件)(産業振興課).....12

土地改良区の定款変更の認可(土地改良課).....31

国土調査法に基づく成果の認証(農村整備課).....31

農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更承認(農村整備課).....31

一般競争入札(監理課).....31

土地改良事業の施行についての同意(土地改良課).....32

土地改良区の清算人の退任(土地改良課).....32

平成16年度長野県警察官採用試験(B)(人事委員会事務局).....33



長野県告示第420号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスンまつかわケアセンター	下伊那郡松川町元大島5868-1	平成16年5月1日
	社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番5号	はた敬老園ヘルパーステーション	東筑摩郡波田町3023番地	〃
	株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン茅野ケアセンター	茅野市塚原2丁目4番23号	平成16年6月1日
	特定非営利法人ケアタウン浅間温泉 有限会社サン・フィールド	松本市浅間温泉3丁目31番28号 飯田市大通1丁目41番地	訪問介護ケアタウン東御殿の湯 ヘルパーステーションりんご	松本市浅間温泉3丁目31番27号 飯田市通り町2丁目22番地1	〃 〃
通所介護	社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番5号	はた敬老園デイサービスセンター	東筑摩郡波田町3023番地	平成16年5月1日

	特定非営利活動法人ハートリンク株式会社ツクイ	諏訪市小和田9番6号	宅幼老所あやとり	諏訪市小和田9番6号	〃
	特定非営利活動法人ばれぼれ野の花	神奈川県横浜市南区上大岡西1丁目6番1号 大町市大町1698番地7	総合福祉ツクイ松本北深志 ばれぼれ野の花デイサービスセンター	松本市北深志3丁目5番17号 大町市大町1698番地7	平成16年6月1日 〃
	佐久浅間農業協同組合	佐久市大字猿久保882番地	J A 佐久浅間デイサービスセンターひだまり	佐久市大字桜井671番地1	〃
通所リハビリテーション	長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番3	佐久総合病院老人保健施設	南佐久郡臼田町大字臼田197番地	平成16年5月1日
短期入所療養介護	長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番3	佐久総合病院老人保健施設	南佐久郡臼田町大字臼田197番地	平成16年5月1日
痴呆対応型共同生活介護	特定非営利活動法人ふきんと	下高井郡木島平村穂高2895番地8	グループホームふきんと	下高井郡木島平村穂高2895番地8	平成16年6月1日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177番3	佐久総合病院老人保健施設	南佐久郡臼田町大字臼田197番地	平成16年5月1日
社会福祉法人敬老園	上田市中央3丁目15番5号	はた敬老園居宅介護支援事業所	東筑摩郡波田町3023番地	〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	アイリスケアセンター戸倉	千曲市戸倉1979番地1	〃
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目10番1号	株式会社コムスン茅野ケアセンター	茅野市塚原2丁目4番23号	平成16年6月1日
社会福祉法人れんげ福祉会	大町市常盤字東部6850番地24	ケアサポート銀松苑	大町市常盤字東部6850番地24	〃
特定非営利活動法人ばれぼれ野の花	大町市大字大町1698番地7	ばれぼれ野の花在宅サービスセンター	大町市大字大町1698番地7	〃

厚生課

長野県告示第421号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
塩尻ひまわり薬局	塩尻市長畝230-3	平成16年5月31日
巾上ひまわり薬局	松本市巾上10-5	平成16年5月31日
ひまわり薬局	諏訪郡下諏訪町214-2	平成16年5月31日
かなえひまわり薬局	飯田市鼎中平1884-1	平成16年5月31日

厚生課

長野県告示第422号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大桑はなの木薬局	木曾郡大桑村大字長野2861-4	平成16年6月1日
浅井歯科医院	茅野市中大塩15-59	平成16年6月1日
古島内科胃腸科医院	飯田市主税町5番地	平成16年6月1日
巾上ひまわり薬局	松本市巾上10-5	平成16年6月1日
西部マツノ薬局	上田市中央5丁目11番5号	平成16年6月1日
塩尻ひまわり薬局	塩尻市長畝230-3	平成16年6月1日
飯田橋木下医院	飯田市鼎西鼎615番地1	平成16年6月1日
渡辺皮膚科形成外科クリニック	上田市小牧374-3	平成16年6月1日
かなえひまわり薬局	飯田市鼎中平1884-1	平成16年6月1日
ねむの木公園クリニック	佐久市佐久平駅北12-3	平成16年6月1日
わかば薬局	佐久市岩村田1335-3	平成16年6月1日
ユー歯科診療所	駒ヶ根市赤穂4225-1	平成16年6月1日
ひまわり薬局	諏訪郡下諏訪町214-2	平成16年6月1日

厚生課

長野県告示第423号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こやま整骨院	小県郡丸子町下丸子269	平成16年5月1日
横水整骨院	松本市大字空港東8962-2	平成16年5月1日

厚生課

長野県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

名称	所在地	変更事項		変更年月日
		新	旧	
長野県厚生農業協同組合連合会リハビリテーションセンター鹿教湯病院訪問看護ステーションあやめの里	上田市大字殿城239-1	長野県厚生農業協同組合連合会リハビリテーションセンター鹿教湯病院訪問看護ステーションあやめの里	訪問看護ステーション信州うえだとよさと	平成16年4月1日
		上田市大字殿城239-1	上田市大字芳田1192-1	

厚生課

長野県告示第425号

長野県不妊治療費助成事業実施要綱を次のように定めます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

長野県不妊治療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、安心して妊娠できる環境を整備するとともに、少子化対策の充実を図るため、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減のために当該夫婦に対し不妊治療費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「特定不妊治療」とは、不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精をいう。ただし、次に掲げる治療は除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による体外受精及び顕微受精
- (2) 妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産をする治療
- (3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、妻が子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産をする治療

2 この要綱において「夫婦」とは、戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定による届出を行った男女及び外国人登録原票等により婚姻が確認できる男女をいう。

(助成の対象者及び額等)

第3 第1の助成(以下「助成」という。)の対象者は、次の各号のいずれにも該当する特定不妊治療を受けた夫婦であって、特定不妊治療以外の治療によっては妊娠の見込みがなく、又は極めて少ないと医師に診断されたものとする。

- (1) 夫婦の双方又は一方が長野県内(長野市内を除く。)に住所を有すること。
- (2) 助成の申請を行う年度において、他の地方自治体が特定不妊治療費助成事業実施要綱(平成16年3月31日付け雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づいて実施する助成を受けていないこと。
- (3) 夫及び妻の前年の所得(1月から5月までの申請については前々年の所得)の額(児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第2条に規定する所得について、同令第3条に規定する計算方法により算定した額をいう。)の合計が650万円未満であること。

2 前項の特定不妊治療は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する医療機関であって知事が指定するもの(以下「指定医療機関」という。)において実施(医師の判断に基づきやむを得ず中断した場合を含む。)がされたものとする。

- (1) 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できること。
- (2) 過去に、特定不妊治療による複数の出生例を有すること又は当該医療機関の医師が特定不妊治療の確実な治療実績としての複数の出生例を有すること。
- (3) 採卵室及び培養室を有すること。
- (4) 凍結保存管理施設を有すること。
- (5) 治療の内容等についてのインフォームド・コンセント、カウンセリング等を行うことができる体制を整えていること。
- (6) 出産等の母体・胎児管理を行う医師等に対して特定不妊治療を行った妊婦に関する情報提供ができること。

3 助成は、2年度(他の地方自治体が特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づいて実施する助成を受けたことがある場合には、当該助成を受けた年度と合わせて2年度)に限り行うものとし、1年度当たりの助成額は10万円を限度とする。

(助成の申請)

第4 助成は、第3第1項に規定する対象者のいずれか一方(長野県内(長野市内を除く。)に住所を有する者に限る。)の申請により行うものとする。

2 前項の申請は、原則として、助成の対象となる特定不妊治療が終了した日の属する年度内に、長野県不妊治療費助成事業申請書(様式

第1号)を申請者の居住地を管轄する保健所長を経由して知事に提出することにより行うものとする。

3 前項に規定する申請書には、次の各号(夫婦であることが住民票の写しにより確認できる場合にあつては、第1号、第2号、第3号及び第5号)に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 指定医療機関が発行する不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
- (2) 指定医療機関が発行する特定不妊治療に係る領収書
- (3) 住民票の写し(外国籍を有する者にあつては、外国人登録原票記載事項証明書)
- (4) 夫婦であることを証明できる書類
- (5) 夫及び妻の所得の額を証明する書類
(助成の決定)

第5 知事は、助成を行うことを決定したときは、申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

2 知事は、助成を行わないことを決定したときは、申請者に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

3 助成金の支払いは、原則として第4第1項に規定する申請が行われた日の属する年度に行うものとする。

(指定医療機関)

第6 第3第2項の規定による指定は、指定を受けようとする医療機関の申請により行うものとする。

2 前項の申請は、不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書(様式第3号)により行うものとする。

3 指定医療機関は、毎年12月31日までに、不妊治療実施報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

4 指定医療機関は、知事の指定後、第2項に規定する申請書の内容に変更があつたときは、速やかに、不妊治療指定医療機関申請事項変更届(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

5 指定医療機関は、その指定を辞退しようとする場合は、不妊治療指定医療機関指定辞退申出書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

6 知事は、指定医療機関が第3第2項各号に掲げる要件に該当しなくなったものと認められるときは、同項に規定する指定を取り消すものとする。

附 則

1 この要綱は、平成16年4月1日以降に行われた特定不妊治療について適用する。

2 平成16年度に行う助成に係る第3第2項の規定の適用については、同項中「知事が指定するもの(」とあるのは、「知事が指定するもの(特定不妊治療を受けた後に当該指定をされたものを含む。)」とする。

(様式第1号) (第4関係)

長野県不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり不妊治療費の助成を申請します。

記

		(ふりがな) 氏名	
	夫	()	
	妻	()	
	住所(※1)	〒	
	住所(※2)	〒	
申請者 氏名 _____ 印 申請額 金 _____ 円 平成 年 月 日 <div style="text-align: right;">長野県知事 殿</div>			
振込先	金融機関名	銀行 金庫 農協	
	預金種別	普通	(ふりがな) () 口座名義人
	口座番号		(左詰記入)
申請受理年月日		(承認・不承認)	決定年月日

(注) 太枠の中を記入してください。

※1 夫婦の住所を記入してください。

※2 夫婦の住所が異なる場合に記入してください。

住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいいます。

(添付書類)

- 1 長野県不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)
- 2 住民票の写しまたは外国人登録原票記載事項証明書
- 3 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
- 4 夫及び妻の所得額を証明する書類

(様式第2号) (第4関係)

長野県不妊治療費助成事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込がない又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄 (主治医が記入すること)

(ふりがな) 受診者氏名	夫	()	妻	()
-----------------	---	-----	---	-----

○当該患者が過去に行った不妊治療について該当箇所に記入してください。

- ・ タイミング療法 (実施 () 回) ・ 未実施
- ・ 排卵誘発法 (実施 () 回) ・ 未実施
- ・ 人工授精 (実施 () 回) ・ 未実施
- ・ 体外受精 (実施 () 回) ・ 未実施
- ・ 顕微授精 (実施 () 回) ・ 未実施
- ・ 手術療法 (実施・未実施) (手術方法 ())
- ・ その他 ()

○特定不妊治療を必要とした具体的な理由について記入してください。

今回の治療方法	(1. 体外受精 2. 顕微授精)	該当する番号に○をつけてください
今回の治療期間	年 月 日 ~	年 月 日

○今回の治療内容について記入してください。(※)

領収年月日	年 月 日 ~	年 月 日
	領収金額	円

(※) 治療を中断した場合は、その経過についても記入してください。

(様式第3号) (第6関係)

長野県不妊治療費助成事業実施医療機関指定申請書

年 月 日

長野県知事

殿

医療機関の名称

医療機関の住所

開設者氏名

印

長野県不妊治療費助成事業実施要綱に基づき、実施医療機関の指定を受けたいので申請します。

不妊治療従事者の状況	体外受精 顕微授精 従事者	医師	人	(常勤	人・非常勤	人)
		助産師	人			
		看護師	人			
		その他	人	(職種)
	担当医師 氏名					
治療実績(累計)	体外受精による	妊娠数	人	出生数	人	
	顕微授精による	妊娠数	人	出生数	人	
実施施設・設備の状況	採卵室	(有・無)				
	培養室	(有・無)				
	凍結保存管理施設	(有・無)				
(参考) 日本産科婦人科 学会登録状況	体外受精・胚移植、およびGIFTの 臨床実施に関する登録			登録済(年	月)・未登録
	顕微授精の臨床実施に関する登録			登録済(年	月)・未登録
	ヒト胚及び卵の凍結保存と移植に 関する登録			登録済(年	月)・未登録

(様式第4号) (第6関係)

不妊治療実施報告書

年1月1日から12月31日の間に治療を開始した症例について、次のとおり報告します。

年 月 日

医療機関の名称

医療機関の住所

報告者氏名

1 不妊治療の実施の有無

体外受精について

	実施した
	実施しなかった

顕微授精について

	実施した
	実施しなかった

2 実施報告について

	体外受精	顕微授精
患者総数		
治療周期総数		
採卵総回数		
移植総数		
妊娠数※1		
流産数		
多胎妊娠数		
双胎		
三胎		
四胎		
五胎以上		
生産分娩数※2		
出生児数※3		
妊娠後経過不明数※4		

※1 この場合、妊娠とは胎嚢が確認された症例を指し、妊娠反応のみ陽性の症例は含まない。

※2 多胎のうち1児でも生産したものは生産分娩とする。

※3 体外受精や顕微授精によって出生(生産)した児の総数。

※4 妊娠が確認されたが、妊娠経過を追跡できず、その帰結が不明であるもの。

(様式第5号) (第6関係)

長野県不妊治療費助成事業実施指定医療機関申請事項変更届

年 月 日

長野県知事 殿

指定医療機関名

代表者氏名 印

下記理由により、長野県不妊治療費助成事業実施医療機関の申請事項に変更がありました。

記

変更前	変更後	変更年月日	変更理由

(様式第6号) (第6関係)

指定医療機関指定辞退申出書

年 月 日

長野県知事 殿

指定医療機関名

代表者氏名 印

下記理由により、長野県不妊治療費助成事業実施医療機関の指定を辞退します。

記

指定医療機関名	辞退年月日	理由

青少年家庭課

長野県告示第426号

長野県林道施設災害復旧事業査定用設計委託費等補助金交付要綱（昭和60年長野県告示第175号）の一部を次のように改正し、平成16年度の補助金から適用します。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

第3第1項の表中「1,000分の63」を「1,000分の126」に、「1,000分の45」を「1,000分の90」に、「1,000分の36」を「1,000分の72」に、「1,000分の27」を「1,000分の54」に、「1,000分の18」を「1,000分の36」に、「1,000分の9」を「1,000分の18」に改める。

第7中「岡谷市」を「東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

林業振興課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ケアドリーム稲里

3 代表者の氏名

太田 喜和子

4 主たる事務所の所在地

長野市稲里町下水鉋80番1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域の住民との交流を図るなかで宅幼老所を開設し、高齢者の生活支援や高齢者介護を積極的に行い又児童の生活支援も同時に行いもって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年6月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 南アルプス食と暮らしの研究所

3 代表者の氏名

岡部 竜吾

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡長谷村大字非持959番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が食と暮らしを考え、学び、活動することで、健康になるとともに、元気な山村となるよう、医療・福祉の増進、人材育成とネットワーク化、情報の収集発信の事業を行い、古くて新しい文化の再発見を通して豊かな地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月5日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)コメリ

新潟県新潟市米山4-1-28

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 飯田 晴雄

(変更後)

名 称	代表者の氏名
(株)コメリ	代表取締役 捧 賢一
(株)エス・エス・ブイ	代表取締役 木内 政雄

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名